

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月2日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第81号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成15年香川県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請等の手続） 第2条 略 （1）～（14） 略 （15） 略 ア～ク 略 <u>ケ 省令第24条第7号の2に該当する場合 診療用放射性同位元素使用器具設置届出書（第30号様式の2）</u> <u>コ 省令第24条第7号の3に該当する場合 診療用放射性同位元素使用器具使用予定届出書（第29号様式）</u> <u>サ～ス 略</u> <u>セ 省令第24条第12号、第12号の2又は第13号に該当する場合 エックス線装置等廃止届出書（第33号様式）</u> <u>ソ 省令第24条第12号の2に該当する場合 診療用放射性同位元素使用器具廃止措置届出書（第34号様式）</u> <u>タ 略</u> （16）～（18） 略	（申請等の手続） 第2条 次の各号に掲げる申請、届出又は申出は、それぞれ当該各号に定める申請書、届出書又は申出書に必要な書類を添付して行わなければならない。 （1）～（14） 略 （15） 法第15条第3項の規定による届出 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める届出書 ア～ク 略 <u>ケ～サ 略</u> <u>シ 省令第24条第12号又は第13号に該当する場合 エックス線装置等廃止届出書（第33号様式）</u> <u>ス 略</u> （16）～（18） 略

第29号様式（第2条関係）

(日本産業規格A列4番)

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

翌年における診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の使用の予定について、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所在地	
診療用放射線照射器具の場合	翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	
診療用放射性同位元素使用器具の場合	翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の場合	翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	

備考 毎年12月20日までに届け出てください。

第29号様式（第2条関係）

(日本産業規格A列4番)

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

翌年における診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の使用の予定について、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所在地	
診療用放射線照射器具の場合	翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	
診療用放射線照射器具の場合	翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	
診療用放射性同位元素使用器具の場合	翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の場合	翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	

備考 毎年12月20日までに届け出てください。

第30号様式（第2条関係）
略

第30号様式の2（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

診療用放射性同位元素使用器具設置届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

診療用放射性同位元素使用器具を設置するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	名 称		
	所在地		
その年に使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量			
ベクレル単位をもって表した診療用放射性同位元素使用器具の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量			
診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師及び診療放射線技師	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期			

備考 1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
2 届出に係る使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び治療患者の病室の平面図及び側面図を添付してください。

第30号様式（第2条関係）
略

第31号様式（第2条関係）
略

第32号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

エックス線装置等設置届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

略

- 備考 1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 装置、診療室、使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は治療患者の病室に変更がある場合は、変更内容の分かる平面図及び側面図を添付してください。
- 3 エックス線装置に係る変更については、変更の日から10日以内に届け出てください。

第31号様式（第2条関係）
略

第32号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

エックス線装置等設置届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

略

- 備考 1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 装置、診療室、使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は治療患者の病室に変更がある場合は、変更内容の分かる平面図及び側面図を添付してください。
- 3 エックス線装置に係る変更については、変更の日から10日以内に届け出てください。

第33号様式（第 2 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

エックス線装置等廃止届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

略	
廃止後の処分方法 （ <u>診療用放射性同位元素使用器具</u> 、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止以外の場合）	

備考 1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
2 廃止の日から 10 日以内に届け出てください。

第33号様式（第 2 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

エックス線装置等廃止届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

略	
廃止後の処分方法 （診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止以外の場合）	

備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
2 廃止の日から 10 日以内に届け出てください。

第34号様式（第 2 条関係）

(日本産業規格A列4番)

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届出書

香川県 保健所長 殿
年 月 日
管理者 住 所
氏 名

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の廃止後の措置を講じたので、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	名	称
	所	在 地
放射性同位元素による汚染の除去の措置の概要	汚染を除去した場所	
	除 去 年 月 日	年 月 日
	除 去 の 概 要	
放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の措置の概要	譲渡の場合	汚染された物
		譲渡の相手方
		譲渡の条件等
		譲 渡 年 月 日
	廃棄の場合	汚染された物
		廃棄方法 (廃棄業者に委託した場合は、その業者名)
		廃 棄 年 月 日
		年 月 日

備考 1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
2 廃止の日から 30 日以内に届け出てください。

第34号様式（第 2 条関係）

(日本産業規格A列4番)

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届出書

香川県 保健所長 殿
年 月 日
管理者 住 所
氏 名

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の廃止後の措置を講じたので、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	名	称
	所	在 地
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染の除去の措置の概要	汚染を除去した場所	
	除 去 年 月 日	年 月 日
	除 去 の 概 要	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	譲渡の場合	汚染された物
		譲渡の相手方
		譲渡の条件等
		譲 渡 年 月 日
	廃棄の場合	汚染された物
		廃棄方法 (廃棄業者に委託した場合は、その業者名)
		廃 棄 年 月 日
		年 月 日

備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
2 廃止の日から 30 日以内に届け出てください。

第35号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

病院医師宿直免除許可申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

病院に医師を宿直させないことについて、医療法第16条ただし書の許可を申請します。

名	称								
所	在	地							
診	療	科	目						
病	床	数	一般	療養	精神	結核	感染症	合計	
			床	床	床	床	床	床	床
医師を宿直させない理由									
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況	連絡体制								
	連絡を受ける医師の場所								
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無							

備考 1 連絡を受ける医師の場所から病院までの見取図を添付してください。
2 「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付してください。

第35号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

病院医師宿直免除許可申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

病院に医師を宿直させないことについて、医療法第16条ただし書の許可を申請します。

名	称	
所	在	地
宿直医師の業務を行う医師の宿舎と病院との距離		
宿直医師の業務を行う医師と病院との連絡方法		
医師を宿直させない理由		

備考 宿直医師の業務を行う医師の宿舎から病院までの見取図を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第29号様式及び第32号様式から第34号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。